

# 千葉労働組合

動労千葉結成10周年!

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

1987.8.10 3068  
No.

# 再度ボタス・暴給カット勤

## カッター理由に見たる 差別の現実

日刊三〇六〇号でも掲載した通り、不当な昇給・夏季一時金カットが勤労千葉組合員に集中している。本部はたび重なる差別賃金、賃金カットにたいし、千葉支社に強く抗議するとともに、賃金カットの理由の解明を求めてきた。

だが千葉支社が出してきた賃金カットの「理由」は、まさに「ためにする」ための「理由」であり、到底容認できるような代物ではない。われわれは怒りを込めてこの「賃金カット・賃金差別」攻撃を許さず反撃を構築する決意である。

当たり前前のことを質問しただけで賃金カット

当局の賃金カットの「理由」とされる代表的なものはいくつかあげると、  
I 運転区 Aさん  
他の組合員の乗務停止の理由を尋ねたところ「反発した」として昇給カット。

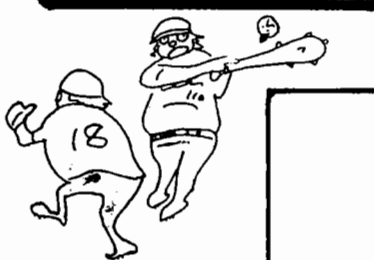
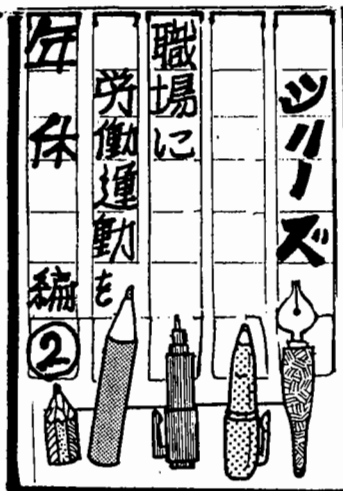
K 駅 Bさん  
公休で職場集会に参加したところ、全く不当な

「退去通告」が出され、退去通告の理由を尋ねたら、「退去通告に従わず」として昇給カット。

I 駅 Cさん  
①I 駅の一週間の売上げ金の現金運搬を一人で行うことにたいし、「こんな大金を運ぶのにたった一人では危ない。現金事

故にあったらどうするんだ」と質問したら、「暴言」

②(点呼時の職員の呼び捨てに対して)「軍隊ではあるまいし、『さん』くらいつけたらどうだ」と質問したところ、「暴言だ」として昇給カット。



前号で年休について基本的なことを述べましたが、労基法の「労働者の請求する時期に与えなければならない」という点にふれてみます。「年休の請求」については裁判例・学説から次の三説に分かれるといえます。一つは、労働者の請求の結果、労働の義務の免除などの法律関係が形成的に生ずるといふ説(形成権説)。

二つめは、労働者が時季を指定することによって有給休暇日が特定するとする説(時季指定権説)。

三つめは、労働者の請求に対する使用者の年次有給休暇承認をまつて、はじめて労働の義務の免除などの法律関係が生ずるといふ説(請求権説)。

使用者の承認は必要ないだろうか!

判例では「年休請求権はその始期と終期の決定を労働者に委ねる形成権と

解するのが相当であり、有給休暇を必要とする事由の如きはなんら具申することゝを要しない」となっています。

JRは就業規則などをタテにこの三番目の請求権的とりあつかいを行っていますが、最高裁判決においても「(略)労働者が時季の指定をしたと

まさしく「JRは無法律地帯」になってきているのだ。業務上のこと、あまりにも不当な不当労働行為、不当な配転命令、賃金カットにたいし、「どうなっているんだ」と質問しただけで、当たり前のことややっただけで、賃金を勝手にカットする。しかも勤労千葉の組合員、役員にそれは集中しているのだ。

われわれは、こんな不当な攻撃をやりたいたい放題に行っているJR当局を断じて許さない。ストも辞さず、清算事業団闘争勝利のたまたかいたの前進をかちとるとともに、不当・無法のJR体制に反撃しよう!

き、客観的に同条ただし書所定の事由が発生しかつ、これを理由として使用者が時季変更権の行使をしない限り、その指定によって年次有給休暇が成立し、当該労働日における就業義務が消滅するものと解するのが相当である。(略)年次有給休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」というような観念をいれる余地はない」となっています。このように年休は労働者の当然の権利であり、闘争としてかちとっていかうではありませんか。

組合員が血を流し、涙を流し、そして勝利した10年!